令和３年度（2021年度）1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 悪質な「カスハラ」に苦しむ公務員をつくらない為に？ | 昨年12月第3週の月曜日午後2時ごろ、用件あり、１Ｆへ行きました。20分間ぐらい市役所に居りましたが、保険年金課の窓口で高齢の男性市民の方に窓口で１時間以上にわたって職員さんがクレームをつけられているとこに出くわしました。対応者は２名でおそらく会計年度任用職員と正規職員さんであろうかと思います。<br>暴言、説教、居座り、脅迫といったいわゆる「カスタマーハラスメント」と思います。何故おこるのか市役所の「役務」と住民に対する「サービス」の区別のあいまいさにあるのではと愚考いたします。小生も現役時代金融機関に在職をしており部下が「カスハラ」を受けたことがあります。そこで本部に対して組織的に対応する共通化を図かったことあります。<br>ただ、行政の場合は正当なクレームは必要だと思います。ただ地方公務員は政策の実施窓口になることも多く、ある面では政府に対する不満のはけ口になることもあるのではないでしょうか。そこで、松阪市としてどのようにカスハラに対して職員（含む会計任用職員）に統一的な指導、研修をされてみえるのかおしえて下さい。マニアルがあれば幸いです。 | カスタマーハラスメントに対しましては、令和3年度から「危機管理相談員」としまして、警察ＯＢの方を本庁舎に2名配置しております。<br>危機管理相談員の方には庁舎内をパトロールしていただき、また、講師として、所属長に対し危機管理についての研修も実施していただいております。<br>なお、マニュアルはありません。 | 職員課<br>電話：53-4221 |

令和３年度（2021年度）1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | プラごみ収集なにが対象になるのでしょうか？ | 現在、家庭から出るプラごみは資源物として出しているペットボトル・白色トレーがありますが、プラマークの無いプラスチックは燃えるごみとして出しております。4月から「プラスチック資源循環促進法」の施行により、おもちゃや文具等のプラ製品も一括回収することが自治体の努力義務になります。<br>分別対象となるプラ製品を明確にした分別ルールを作成する必要がありますがいつまでにつくられ市民に提案されるのかおしえて下さい。現在の容器包装プラの収集リサイクル費用は業者負担ですが新たに対象となるプラ製品の費用は自治体負担となるようですが、松阪市としてどうされるのかおしえて下さい。プラスチック循環利用では20年では21％にとどまっているようです。積極的にリサイクルされることが大切だと思います。資源を有効活用し、循環社会へ近づけることか市は如何がされるのでしょうか？ | お問い合わせの件につきましては、〇〇様がおっしゃる通り令和4年1月14日　に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（略して「プラスチック資源循環法」）の関係政令が閣議決定し、令和４年４月１日より、「プラスチック資源循環法」が施行される予定となっています。<br>これを受けまして、松阪市としては具体的な運営方法について検討をさせていただいておりますが、現時点では4月1日以降も現状の分別方法及び処理方法で業務を継続させていただく予定です。<br>理由といたしましては、この法律の対応が、現状資源物として回収を行っているプラスチック容器・袋、以外のいわゆる硬質プラスチックと言われる製品のほとんどを、プラスチック容器・袋同様に資源物として分別回収の対象になってくるという点です。<br>回収対象となるプラスチック製品の大きさや、形、種類は様々であり、どのように市民の皆様に集積所に出してもらうのか。また分別回収した後に資源化を行うことができる企業があるのか。さらに、分別方法や排出方法を急に変更すると市民の皆様に混乱が生じるおそれがありますので、どのような段階を踏んで周知するかなど検討材料が多くあり、現在「プラスチック資源循環法」に関する取り組みについては具体的にどのように運用を行うかを検討させていただいております。<br>国でも自治体に分別及び資源化を推進していることから、色々体制を進めているものの、お問い合わせのリサイクル費用の負担の件も含め不透明な点もあり、今後も資源化処理ルート等に関して、より具体的で新たな情報を伝えているところです。 | 清掃事業課<br>電話：53-4818 |

令和３年度（2021年度）1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | プラごみ収集なにが対象になるのでしょうか？ | 現在、家庭から出るプラごみは資源物として出しているペットボトル・白色トレーがありますが、プラマークの無いプラスチックは燃えるごみとして出しております。4月から「プラスチック資源循環促進法」の施行により、おもちゃや文具等のプラ製品も一括回収することが自治体の努力義務になります。<br>分別対象となるプラ製品を明確にした分別ルールを作成する必要がありますがいつまでにつくられ市民に提案されるのかおしえて下さい。現在の容器包装プラの収集リサイクル費用は業者負担ですが新たに対象となるプラ製品の費用は自治体負担となるようですが、松阪市としてどうされるのかおしえて下さい。プラスチック循環利用では20年では21％にとどまっているようです。積極的にリサイクルされることが大切だと思います。資源を有効活用し、循環社会へ近づけることか市は如何がされるのでしょうか？ | 松阪市としては、今後の市の公衆衛生の維持、環境保全に係る取り組みとして早急な対応の必要性を認識していますが、排出方法、経済面（経費）、人材確保、物資の確保（車両等）といった解決する必要のある様々な課題があるのも事実であります。その課題をクリアしていく中で市民の方々に新たな方針を受け入れていただけるよう慎重に協議を重ねていきたいと考えております。<br>ご指摘いただきましたとおり、リサイクル率の向上は松阪市としても重要な課題と受け止めており、今後どのような取り組みとしていくのかをしっかり検討してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。 | 清掃事業課<br>電話：53-4818 |

令和３年度（2021年度）1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|
| 3 | 水道管塗料問題について | ご承知の通り神東塗料は認証ずみの半分の１２製品で実際は規格で認められていない原料などを使い水道管の54％占めるダクタイル鋳管に使用していた。塗料は主に外側に使われるが管と管をつなぐ部分では内側にも塗られていた。当社は中堅塗料メーカーで経団連会長の十倉氏が会長を務める住友化学が45％出資しておりタグタイル管でシェア６割のクボタに出荷している。日本水道協会の品質検査は、メーカーの自主申告となっており水の安全への信頼性を大きくそこねることになる。市民への影響を考えると、すでに水道業者に対しては過去の神東塗料の製品の使用の有無を含め対応されてみえると思いますが、その状況について教えていただきたい。<br>試験は企業がおこなっており不正を見抜くのは難しいが社会インフラを担う企業の社会的責任はきびしく追及する必要がある。当面、その企業の製品を使用しないよう水道業者を指導していただきたい。 | 先般、「神東塗料株式会社の不適切行為による日本水道協会品質認証の取得事案について」が、認証機関である日本水道協会から公表されました。<br>この事態を受け本市は、県並びに県内他市とも情報共有を図りながら、情報の収集に努めてまいりしました。<br>当時は、情報量が少ないこともあり、一時は多くの資材が出荷停止及び出荷自粛となる状況において、本市は、水道本管工事を施工中の工事現場に対して、使用する資材が本案件に該当するか確認し、適切な対応を執るよう通知いたしました。<br>その後、徐々にではありますが、衛生性に問題がないことが確認された資材等について、出荷自粛要請の解除が公表されている状況であります。<br>今後も、技術的基準への適合が確認され、出荷停止等の措置が解除される製品、また塗料の取り扱いの基準など、本協会等から発信される情報を注視しつつ、配水管布設替工事を進めてまいります。<br>なお、市内の水質検査結果は、水道法及び水質基準に定める省令に基づく水質基準に適合しています。 | 上水道建設課<br>電話：53-4376 |

令和３年度（2021年度）1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|
| 4 | 「松阪市の環境」令和2年度を拝読して | 大変ご多忙とは思いますが、次の事項をおしえて下さい。<br>この二次松阪市環境基本計画書は抜本的見直しの作業に入ってみえると思います。環境審議会等での検討担当課、全庁的な取組みもあればおしえて下さい。 | ご質問の第二次環境基本計画は「うるおいある　豊かな環境につつまれる　まち　まつさか」を目指すべき環境像とし、さらに６つの分野別ビジョンとこれに対応する「温暖化対策」を含む１３の施策テーマを掲げた環境に関する総合的な計画となっております。<br>ご質問の主旨にあります「温暖化対策」に関する事項は環境課が担当する「松阪市地球温暖化対策実行計画」に定めております。この計画については、現在、令和4年度から令和8年度までの5年間の第5期計画を策定しているところです。松阪市の温室効果ガス削減目標については、国の「地球温暖化対策計画」の、『2030年に2013年度比で46%削減』という温室効果ガス削減目標に則して設定する予定です。<br>また、今後の全庁的な取組みとして、代替可能な公用車のEV化、公共建築物等への自家消費型太陽光発電設備の導入等を検討している段階です。 | 環境課<br>電話：53-4426 |

令和３年度（2021年度）1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|
| 5 | 松阪市の小・中学校の新聞の購読の件 | ご承知の通り文科省はすべての公立学校の生徒児童数が複数の新聞を読める環境にすることなどを柱とする学校図書館の新たな整備計画をまとめ、その主たる目的は選挙や成人年令の引下げに伴う主権者教育に役立てもらおうと意図のようです。計画では2022年度から５年間で小学校２紙、中学校３紙を読めるようにする。そして予算は国費とのことです。<br>大変ご多忙と思いますが小学校３６校中学校１１校の学校別の購読状況をおしえて下さい。<br>尚、将来図書館で児童生徒が読める新聞の考え方があろうかと思いますのでおしえて下さい。 | 学習指導要領では、新聞を教材として活用することが位置づけられており、こうした学習を行う環境を整備するため、文部科学省において策定された「学校図書館図書整備等5か年計画」に新聞の配備を含めており、全ての学校での新聞の配備を推進してきたところでございます。<br>〇〇様もご存じのとおり、選挙権年齢や成年年齢の18歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることが一層重要になっており、学校図書館への新聞の複数紙配備（公立小学校等：1校あたり2紙、公立中学校等：1校あたり3紙を目安）を図るよう同計画に盛り込まれております。<br>松阪市立学校（小学校36、中学校11）における新聞の購読状況につきましては、学校によって多少のバラつきがありますが、日刊紙で1～2社、保健ニュースなどその他新聞は全ての学校にて購読しているといった状況でございます。閲覧方法につきましては、学校図書館への配架、学校掲示板への掲出などその方法はさまざまですが、児童生徒が閲覧しやすいよう工夫しているような状況でございます。<br>将来的には全ての小中学校が同計画に沿った運用となるよう計画的な配備を進めてまいりたいと考えています。 | 教育総務課<br>電話：53-4381 |

令和３年度（2021年度）1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|
| 6 | 松阪市指定の燃えるゴミ袋について | こちらに連絡するのか、業者に問い合わせるのか悩みましたが、一応「松阪市指定」となってましたので、こちらにしました。<br>掲題の件です。<br>近くのイオンで購入した同品ですが、30枚/袋のうち、半数は取り出してゴミ箱にセットする際、拡げた時に片側の結び目から裂けてしまいます。<br>決して強く引っ張ってるわけでもなく、今まで買ったものと同じように使っての結果です。<br>最初の1、2枚は自分のチカラ加減？と思ってましたが、あまりにも多くなりお伝えするに至りました。<br>安価なものとはいえ、日常品であり、使用する者としてはストレスとなります。<br>たまたま今回のロットだからなのか…<br>つまらないメールですいません。<br>役所からなんともならないなら仕方なく、買う店を変えてみます。 | 松阪市の指定ごみ袋ですが、現在、松阪市が袋の素材や厚さ、大きさ等の基準を決めさせてもらい<br>その規格に準じてごみ袋の製造を許可している業者が11業者あります。<br>松阪市指定ごみ袋は、基本的には少し引っ張った程度で破れるような規格基準に設定はしておりませんので、製造業者もその基準に準じた製造を行なっていると認識しております。<br>しかし、メールでも書いていただいているように小売店での保管方法やたまたま製造した時のロットの袋だけ脆くなっていたという可能性はないとは言い切れないと思っています。<br>使用していた状況やそのように破けてしまう事態になったのは今回が初めてなのか色々お聞きしたいこともあるなとメールを読んで思いましたのでよければ以下の連絡先までご連絡をいただけばと思います。 | 清掃施設課<br>電話：36-0975 |
| 7 | 松阪市中部台運動公園テニスコート(ハードコート)喫煙所について | 中部台公園テニスコート(ハードコート)を利用する者です。<br>テニスコート近くに喫煙所がありタバコの煙がコート内に入ってきます。<br>プレー中にタバコの煙を吸い気持ち悪くなり嫌になります。<br>今の時代、市が運営する公園に喫煙所があることは良くないと思います。<br>どうか撤去もしくは場所を移動させてもらえないでしょうか？ | 松阪市中部台運動公園内のテニスコート喫煙所について、ご不快な思いをされましたこと大変申し訳ございません。<br>喫煙所は1月7日中に管理事務所の建物を隔てた場所へ移動いたしました。<br>公園内の喫煙所につきましては、まったくなくしてしまうと、トリムコース、駐車場等のたばこ吸い殻のポイ捨てがより一層増えることが考えられるため、何カ所か設置せざるを得ない状況です。<br>今後もお気づきの点がございましたら、ご連絡いただきますようお願いいたします。<br>これからも、より安全で安心して利用していただけるスポーツ施設の環境を提供できるよう努力してまいりますので、中部台運動公園施設の利用にご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。 | スポーツ課<br>（中部台管理事務所）<br>電話：26-7155 |

令和３年度（2021年度）1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|
| 8 | 津波対策の件につきまして | 【政府の地震調査委員会は13日、国内で可能性のある地震の最新の発生確率(1月1日現在)を公表し、南海トラフで今後40年以内にマグニチュード8～9級の地震が発生する確率を、前年の「80～90％」から「90％程度」に引き上げた】<br>という記事を拝見し、具体的な津波対策を講じていただきたいと思って今回メールを送らせていただきました。<br>内海とは言え、波が襲ってくることは確定しており<br>南海トラフが来ると言われている時からずっと不安な気持ちでいっぱいです。<br>現時点で、物理的にどのような津波対策が行われているのかも詳しく知ることができるとありがたいです。<br>どうかよろしくお願い致します。 | この度は回答が遅くなってしまい大変申し訳ございませんでした。お問い合わせいただきました件について次のとおり回答いたします。<br>まず、市が作成している津波ハザードマップにおいて、お住まいの甚目町は津波の浸水エリア外となっております。ただし、甚目町の近隣までは津波の浸水の恐れがございますので、避難をされる場合は目安として三雲浄水場より西側を目指して避難していただくようお願いいたします。（これは津波ハザードマップにおいて、津波避難目標ラインという避難の目安になるラインがあり、甚目町の近くで目印となる建物が三雲浄水場のためです。また、津波は川を遡上することが想定されますので、避難経路はなるべく川沿いを避けていただく方が良いと思われます。）<br>なお、同じく津波ハザードマップの想定によると、松阪市への最短津波到達時間は５４分となっています。津波避難は「より早く、より遠く、より高く」避難することが大切です。甚目町の場合、津波到達までに津波避難目標ラインの外に避難することは十分可能と思われますので、平時より安全な避難経路を決めておき、住宅の耐震化や家具の固定を行うことによりスムーズに、怪我無く避難行動につなげられるよう備えておくことが重要になると思われます。<br>参考までに津波ハザードマップのＵＲＬを記載いたしますのでご参照ください。<br>【津波浸水想定（津波ハザードマップ）】<br>https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bousai/tsunamihazard.html<br>また、物理的な避難対策として、前述の最短津波到達時間５４分という想定に基づき、津波到達までに避難場所や津波浸水想定区域の外へ避難できない範囲（鵲地区・西黒部地区の一部）を津波避難困難地域として指定しております。津波避難困難地域を解消するため、松阪市では五主町、松名瀬町に津波避難タワーを建設しており、五主津波避難タワーは令和４年度中、松名瀬津波避難タワーは令和３年度中に完成予定となっており、津波避難タワーの完成後は津波避難困難地域は解消される見込みとなっております。 | 防災対策課<br>電話：53－4034 |

令和３年度（2021年度）1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|
| 9 | 真夜中の広報 | 日付変わった深夜12時過ぎの大歓声は何ですか？？？<br>警報やら、災害級の何ちゃらなら分かりますが、高々注意報でしょ？？？<br>嫌がらせですか？？？<br>糞迷惑なんで止めて下さい！！！(怒)<br>ったくお役所さんのする事は理解に苦しみますね♪<br>大丈夫でしょーか？？？ | はじめに、防災行政無線は災害時等に市民の皆様に情報をお伝えするための重要な設備であります。防災行政無線は地域全体に情報を提供するのに必要な音量で放送をさせていただいており、放送設備の近くにお住まいの皆様には、比較的大きな音量となり、ご不快な思いをお掛けして申し訳ございませんでした。令和4年1月16日午前0時15分、伊勢・三河湾、三重県南部に津波注意報が自動放送されたことを受け、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連動する松阪市防災行政無線で津波注意報が自動放送されました。<br>津波注意報につきましては、高さ0.2m以上の津波が予想されるときに発表され、予想される津波の高さは最大1mとなります。<br>注意報と聞けば危険性はわずかだと思いがちですが、速度に比例して力が大きくなるため、たとえば高さが20～30cm程度であっても、大人が簡単に倒されてしまうほどの力を持っていることもあります。また、丸太や砂利などが速いスピードで流れてきたら非常に危険な状況となり、すばやく命を守る行動をとることが大切となります。<br>当市といたしましては、地震や豪雨、洪水といった自然災害から人命や財産を守るとともに被害を最小化することが重要であり、特に人命が失われるという最悪の事態だけは避けるように努める必要があります。地域の皆様の安全・安心のために防災行政無線設備を運用して参りますので何卒ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。 | 防災対策課<br>電話：53－4034 |

令和３年度（2021年度）1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|
| 10 | 町中に放送されている広報についての質問 | 私の住んでいる久保山地区で、放送が聞き取りにくい場所にあります。<br>先日の深夜の放送で特に感じた事は、この深夜です。重大なお知らせでないのか<br>”何か今放送しているぞ” ”なんやろう”<br>聞き直すことは出来ないのか。市役所に電話して聞いてもよいのか、などと不安に感じました。そこでお尋ねします。<br>（1） 電話で尋ねてもよいのでしょうか？ その場合の電話番号はどこへ？<br>（2） スマホで簡単に調べることができるのでしょうか？ その方法は？<br>教えて下さい。 | （1） 「電話で尋ねてもよいのでしょうか？ その場合の電話番号はどこへ？」についてですが、災害が発生していない平常時や、災害対策本部を設置しない軽微な災害の際に被害等が発生した場合は、防災対策課（℡：0598-53-4313）までご連絡ください。また、気象警報の発表等により災害対策本部を設置した場合、通報受付用電話を設置します。災害により被害等が発生した場合は、松阪市災害対策本部（℡：0598-22-4700）まで、お問い合わせください。<br>（2） 「スマホで簡単に調べることができるのでしょうか？ その方法は？」についてですが、災害準備情報や緊急地震速報、国民保護法に関する市民への周知方法として、防災行政無線では緊急を要する放送は、定時放送より大きくサイレンが吹鳴され、また携帯電話に発せられるエリアメールは、テレビやラジオを通してほぼ同時に情報が提供できるなど、複数の情報伝達方法を運用している次第でございます。また、携帯電話をお持ちでない方や日中に携帯電話を持っている家族が不在となる方など携帯電話からの情報の取得が困難な方には、登録制ではありますが自宅の固定電話に災害情報を発信するサービスも行っております。エリアメールをはじめ。テレビ放送の情報も確認していただき災害時の早期安全確保に努めていただきたく存じます。<br>防災行政無線が聞き取れない場合や、聞こえにくい場合には、電話でも内容を聞くことができる防災無線テレホンサービス（℡：0598-26-6045）や、松阪市ホームページでも放送内容を文字でご覧いただくことができます。<br>防災行政無線での音質改善はもとより、今後も市民のみなさまに情報が確実に伝達されるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 | 防災対策課<br>電話：53－4034 |

令和３年度（2021年度）1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|
| 11 | がんばれ松阪！コロナに負けるな！最大20%あげちゃうキャンペーン について | がんばれ松阪！コロナに負けるな！最大20%あげちゃうキャンペーンの第二弾が開催されましたが、行政が一企業のシステムを優遇して広めるようなキャンペーンを行うのはあまりに不公平かと思います。<br>一体なぜpaypayのみキャンペーンをされるのでしょう？何かしら見返りでもあるのでしょうか？<br>行政として襟を正していただきたいです | 第2弾となる今回のキャンペーンは、「PayPay」または「d払い」でのお支払いが対象となります。<br>ホームページにてキャッシュレス決済事業者を募り、選定委員会で「PayPay」「d払い」の２社を選定いただき事業を実施しているところです。<br>ご理解賜りますようお願い申し上げます。 | 商工政策課<br>電話：53-4361 |
| 12 | ３回目ワクチン接種について | 国は6ヶ月後に打てるように前倒しをすると言っているのに、松阪市は対応が遅い！私は6月7日に2回目を打ったので1月の中旬には打てるはずなのに、おまかせをしたら2月になった!予約サイトに電話しても1月はムリと言われた、モデルナなら早く打てるはずなのでなぜなのか教えてください。個人や市民は1回2回を打った人にしか打たない模様なので他に方法を聞きたくても予約サイトは繋がらない。 | 令和3年11月17日の厚生労働省からの通知よりモデルナの初入荷は1月末の4週目と示されており、その時期に合わせ集団接種会場の準備を行い、令和3年12月13日におまかせ予約のご案内を発送いたしました。その後、令和3年12月17日の厚生労働省の通知により、令和4年2月1日以降の接種について、接種間隔がそれまでの8か月経過から医療従事者や施設入所者は6か月、その他一般高齢者は7か月経過後に前倒して3回目接種を行うこととなりました。〇〇様の場合、令和3年6月7日に2回目の接種をされているため、2月1日以降で接種可能となります。この通知内容をおまかせ予約に反映し、一般高齢者の方については2月1日以降で7か月に短縮して予約の割当を行い、1月13日に結果通知の発送を行いました。<br>その後、令和4年1月17日の通知により3月以降に、2回目接種後7か月経過した一般高齢者について3回目接種は6か月に前倒して実施する旨が示されたため、現在松阪市では6か月経過後に順次接種券を発送することとしています。希望される方に1日も早くワクチンを接種していただけるよう尽力致しますので、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。 | 健康づくり課<br>電話：31-1212 |

令和３年度（2021年度）1月受付分公表

| 番号 | 件名 | 市民の声（要旨） | 市の回答 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|
| 13 | 1月30日の松阪市スケートパークについて | 蔓延防止措置が出ている中で、松阪市スケートパークが県外からオリンピック選手が来ているとSNSで発信されているのはどうなんでしょうか？<br>皆さん不要不急の県外への移動は止めてくださいと言われているのに、市が管轄している施設にましてや県外の方が来ていると公にして良いのでしょうか？危機管理が足りないと思いますが。<br>そういう事が行われるなら、スケートパークも閉めたほうが良いと思います。 | スケートパークのインスタグラムにつきましては、日常の利用状況等を利用者に発信しているところではございますが、今回ご指摘いただきましたとおり、まん延防止等重点措置期間中の行政としての情報発信といたしましては、配慮に欠けておりました。<br>ご報告いただきました内容につきましても、スケートパーク職員の方へその旨しっかりと指導させていただきました。<br>今後は、みなさまが利用しやすい施設づくりに心掛けてまいりたい所存でございます。 | 土木課<br>電話：53-4167 |
| 14 | タイトルなし | 松阪市が運営しているスケボーパークのインスタグラムに「現在、西矢 椛選手が来ています。」などと、インスタグラムでアップする事が、非常識であると思いませんか？<br>今、日本中がどうゆう状況ですか？三重県が蔓延防止宣言中のエリアですよ！県を跨ぐ移動を自粛しているエリアであり、その期間ですよ。<br>そのような期間でありながら、市が運営する施設のインスタグラムのなかで県外在住のオリンピックメダリスト(業界ではスーパースター)が来園していますから、是非どうぞ！等もっての他ではないですか？<br>sns等でタイムリーに情報を流したいのはわかりますが、社会的な状況を無視し、自分達だけの楽しみや嬉しさを発信する事が、逆に業界(スケート業界)や世間に迷惑をかけているって思えませんか？<br>同じスケーターとして恥ずかしいし、オリンピックで、メダルを取って、追い風が吹き出したのに、また肩身が狭くなるような話でがっかりです。 | スケートパークのインスタグラムにつきましては、日常の利用状況等を利用者に発信しているところではございますが、今回ご指摘いただきましたとおり、まん延防止等重点措置期間中の行政としての情報発信といたしましては、配慮に欠けておりました。<br>ご報告いただきました内容につきましても、スケートパーク職員の方へその旨しっかりと指導させていただきました。<br>今後は、みなさまが利用しやすい施設づくりに心掛けてまいりたい所存でございます。 | 土木課<br>電話：53-4167 |